

(13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金343,585円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年2月5日

(2) 事故発生場所

東伯郡三朝町大字木地山地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、一般国道179号を普通特種自動車（粉粒体運搬車）で走行中、トンネル上部から垂れ下がっていたラジオ放送用ケーブルに衝突し、同車両が破損したものである。